新旧対照表（千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

|  |  |
| --- | --- |
| 改正前 | 改正後 |
| 千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 | 千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 |
| 　　　第１章（略）第２章　介護予防認知症対応型通所介護第１節　基本方針第４条・第５条（略）（管理者）第６条　単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。２（略）第７条・第８条（略）（利用定員等）第９条（略）２　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第４１条第１項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第４２条の２第１項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設若しくは**指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２６条の規定による改正前の法第４８条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。）**の運営（第４４条第７項及び第７１条第９項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。　（管理者）第１０条　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、**同一敷地内にある**他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。２（略）第３節　運営に関する基準（内容及び手続の説明及び同意）第１１条（略）２（略）（１）（略）（２）**磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物**をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法３～６　（略）第１２条～第３１条（略）（掲示）第３２条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項　　　　　　　　　　を掲示しなければならない。２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、**前項に規定する事項**を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**同項**の規定による掲示に代えることができる。（新設）第３３条～第３９条（案）（記録の整備）第４０条（略）２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。（１）（略）（２）第２１条第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録（新設）**（３）**第２４条**に規定する**市への通知に係る記録**（４）**第３６条第２項**に規定する**苦情の内容等の記録**（５）**第３７条第２項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録**（６）**（略）第４節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第４１条（略）（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）第４２条　指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第４条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。（１）～（９）（略）（新設）（新設）**（10）**～**（13）**（略）**（14）**第１号から**第１２号**までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。第３章　介護予防小規模多機能型居宅介護第１節・第２節（略）（管理者）第４５条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。**ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第６項の表指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第６条第１項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第４７条第１項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年千葉市条例第６６号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第５条第１項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第６４条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第１号ニに規定する第１号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。**２・３（略）第４６条（略）第３節（略）第４節　運営に関する基準第４９条～第５２条（略）（身体的拘束等の禁止）第５３条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）**を行ってはならない。２（略）（新設）第５４条～第６３条（略）（新設）（記録の整備）第６４条（略）２（略）（１）・（２）（３）第５３条第２項**に規定する**　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録（４）（略）（５）次条において準用する第２１条第２項**に規定する**　提供した具体的なサービスの内容等の記録（６）次条において準用する第２４条**に規定する**　市への通知に係る記録（７）次条において準用する第３６条第２項**に規定する**　苦情の内容等の記録（８）次条において準用する第３７条第２項**に規定する**　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録第５節　（略）第４章　介護予防認知症対応型共同生活介護第１節～第２節　（略）第７０条～第７１条　（略）（管理者）第７２条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は**同一敷地内にある**他の事業所、施設等**若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所**の職務に従事することができるものとする。２・３（略） | 　　　第１章（略）第２章　介護予防認知症対応型通所介護第１節　基本方針第４条・第５条（略）（管理者）第６条　単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は　　　　　他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。２（略）第７条・第８条（略）（利用定員等）第９条（略）２　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第４１条第１項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第４２条の２第１項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第４６条第１項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第５３条第１項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第５８条第１項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設若しくは**健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）第２６条の規定による改正前の法第４８条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設**　　　　　　　の運営（第４４条第７項及び第７１条第９項において「指定居宅サービス事業等」という。）について３年以上の経験を有する者でなければならない。　（管理者）第１０条　共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は　　　　　　　　他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、　　　　他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。２（略）第３節　運営に関する基準（内容及び手続の説明及び同意）第１１条（略）２（略）（１）（略）（２）**電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第９０条の２第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）**をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法３～６　（略）第１２条～第３１条（略）（掲示）第３２条　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護予防認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項**（以下この条において単に「重要事項」という。）**を掲示しなければならない。２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、**重要事項**を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**前項**の規定による掲示に代えることができる。**３　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。**第３３条～第３９条（案）（記録の整備）第４０条（略）２　指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。（１）（略）（２）第２１条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録**（３）第４２条第１１号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録****（４）**第２４条**の規定による**市への通知に係る記録**（５）**第３６条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録**（６）**第３７条第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録**（７）**（略）第４節　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第４１条（略）（指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針）第４２条　指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第４条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。（１）～（９）（略）**（10）指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。****（11）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。****（12）**～**（15）**（略）**（16）**第１号から**第１４号**までの規定は、前号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画の変更について準用する。第３章　介護予防小規模多機能型居宅介護第１節・第２節（略）（管理者）第４５条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。**ただし、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。**２・３（略）第４６条（略）第３節（略）第４節　運営に関する基準第４９条～第５２条（略）（身体的拘束等の禁止）第５３条　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束等**　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を行ってはならない。２（略）**３　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。****（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。****（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。****（３）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。**第５４条～第６３条（略）**（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）****第６３条の２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。**（記録の整備）第６４条（略）２（略）（１）・（２）（３）第５３条第２項**の規定による**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録（４）（略）（５）次条において準用する第２１条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録（６）次条において準用する第２４条**の規定による**市への通知に係る記録（７）次条において準用する第３６条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録（８）次条において準用する第３７条第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録第５節　（略）第４章　介護予防認知症対応型共同生活介護第１節～第２節　（略）第７０条～第７１条　（略）（管理者）第７２条　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は　　　　　　　　他の事業所、施設等　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　の職務に従事することができるものとする。２・３（略） |
| 第７３条（略）第３節（略）第４節　運営に関する基準第７４条～第７８条（略）（管理者による管理）第７９条　共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、**これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により**当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。第８０条～第８２条（略）（協力医療機関等）第８３条（略）（新設）（新設）（新設）（新設）（新設）**２**・**３**（略）第８４条（略）　（記録の整備）第８５条（略）２（略）（１）（略）（２）第７６条第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録（３）第７８条第２項**に規定する**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録（４）次条において準用する第２４条**に規定する**市への通知に係る記録（５）次条において準用する第３６条第２項**に規定する**苦情の内容等の記録（６）次条において準用する第３７条第２項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（７）（略）（準用）第８６条　第１１条、第１２条、第１４条、第１５条、第２３条、第２４条、第２６条、第２８条の２、第３１条から第３４条まで、第３６条から第３９条まで（第３７条第４項及び第３９条第５項を除く。）、第５６条、第５９条**及び第６１条**の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第１１条第１項中「第２７条に規定する運営規程」とあるのは「第８０条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第２８条の２第２項、第３１条第２項第１号及び第３号、第３２条第１項並びに第３７条の２第１号及び第３号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者（第５条第１項又は第８条第１項の従業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「介護従業者」と、第２６条第２項中「この節」とあるのは「第４章第４節」と、第３９条第１項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第５６条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。第５節　（略）第５章　雑則（電磁的記録等）第９０条の２　指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１４条第１項（第６５条及び第８６条において準用する場合を含む。）及び第７６条第１項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録**（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）**により行うことができる。２　（略）以下　（略） | 第７３条（略）第３節（略）第４節　運営に関する基準第７４条～第７８条（略）（管理者による管理）第７９条　共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービス（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。第８０条～第８２条（略）（協力医療機関等）第８３条（略）**２**　**指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。****（１）利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。****（２）当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。****３　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。****４****指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。****５　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。****６　指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。****７**・**８**（略）第８４条（略）　（記録の整備）第８５条（略）２（略）（１）（略）（２）第７６条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録（３）第７８条第２項**の規定による**身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録（４）次条において準用する第２４条**の規定による**市への通知に係る記録（５）次条において準用する第３６条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録（６）次条において準用する第３７条第２項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（７）（略）（準用）第８６条　第１１条、第１２条、第１４条、第１５条、第２３条、第２４条、第２６条、第２８条の２、第３１条から第３４条まで、第３６条から第３９条まで（第３７条第４項及び第３９条第５項を除く。）、第５６条、第５９条**、第６１条及び第６３条の２**の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第１１条第１項中「第２７条に規定する運営規程」とあるのは「第８０条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、第２８条の２第２項、第３１条第２項第１号及び第３号、第３２条第１項並びに第３７条の２第１号及び第３号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者（第５条第１項又は第８条第１項の従業者をいう。以下同じ。）」とあるのは「介護従業者」と、第２６条第２項中「この節」とあるのは「第４章第４節」と、第３９条第１項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「６月」とあるのは「２月」と、第５６条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と読み替えるものとする。第５節　（略）第５章　雑則（電磁的記録等）第９０条の２　指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第１４条第１項（第６５条及び第８６条において準用する場合を含む。）及び第７６条第１項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。２　（略）以下　（略） |

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。